

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	スポーツ庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（ゴルフ場利用税）</u>		
要望項目名	ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>－</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>非課税の対象について「18歳未満」及び「70歳以上」とする現行の措置について、それぞれ「30歳未満」及び「65歳以上」として拡充するとともに、オリンピックを含む国際競技大会に出場する選手及び、中央競技団体が主催する全国的なアマチュアゴルフ競技大会に出場する選手を非課税とする。</p> <p>また、今般の税制改正によって、市町村への交付額が減ることのないよう、都道府県から当該都道府県内のゴルフ場所在市町村へ交付する割合を見直す。</p>		
関係条文	<p>地方税法第75条、第75条の2、第75条の3、第76条、第103条関係</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲12,301 (－) [平年度] ▲12,301 (－)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>・ 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現と、それによる生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活の実現に資することを目的として、スポーツとしてのゴルフの振興を図るため、ゴルフ場利用税の非課税措置を拡充する。</p> <p>・ 2020年東京オリンピック競技大会を翌年に控える中、同競技大会に出場するゴルフ競技選手について、他の競技の選手と公平に、課税することなく競技に参加できる環境を整える。また、ゴルフ振興の観点から、中央競技団体が主催する全国的なアマチュアゴルフ競技大会に出場する選手を非課税とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【スポーツ基本法との関係】スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第1項では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定され、生涯スポーツ社会の実現が法律上認められた。また、同法第8条では、「政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。」と規定されており、税制上もゴルフを取り巻く社会状況の変化に応じて適切に見直す必要がある。</p> <p>【オリンピック憲章に基づく差別の解消及び国内競技参加者非課税によるゴルフの振興】オリンピック憲章においては「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。」とされている。ゴルフ競技についても他の競技と同様に課税対象とすることなく、選手が公平に参加できる環境を整える必要がある。また、純粋にスポーツとしてゴルフを行っている競技参加者、具体的には、オリンピックを含む国際競技大会に出場する選手及び中央競技団体が主催する全国的なアマチュアゴルフ競技大会に出場する選手について、ゴルフ振興の観点から非課税とする必要がある。</p>		

【ゴルフを取り巻く社会状況の変化への対応】ゴルフは2016年のオリンピック競技大会リオデジャネイロ大会から正式競技に復帰し、また、1999年からは国民体育大会の正式種目になるなど、競技スポーツとして国内的・国際的にも広く認知されている。一方、国内のゴルフ人口は平成3年の約1700万人から平成28年の約890万人に、若い世代を中心に半数近く減少し、ゴルフ場は平成14年度の2,460ヶ所から平成29年度の約2,257ヶ所に減少していることから、ゴルフ場の閉鎖を防止しゴルフ場を活用した地域の振興を図るとともに、ゴルフ人口の増加の方策を検討する必要がある。

【将来にわたるゴルフ人口の拡大】少子化やスポーツの多様化等から、現状、10代、20代のゴルフ人口は、他の年代に比べて少ない。ゴルフは若年層から高齢者までプレーできる息の長い生涯スポーツであり、現状でゴルフ人口の少ない若年層について非課税とすることが、将来にわたるゴルフ人口の拡大、スポーツ実施率の向上のため重要である。

【健康寿命の延伸について】日本人の平均寿命は、男性：80.98歳、女性：87.14歳である一方で、健康寿命は、男性：72.14歳、女性：74.79歳と、およそ10歳の差があり、健康寿命を高めることが「人生100年」と言われる時代における喫緊の課題となっている。スポーツが健康寿命延伸に効果があることは研究でも明らかにされているところ、ゴルフは高齢者もプレーできる生涯スポーツであり、健康寿命延伸に寄与することができる。そのため、前期高齢者となる65歳以上のプレーヤーを非課税にすることが重要である。

【ゴルフ振興策の策定】ゴルフ人口及びゴルフ場が減少を続ける現状を打開するため、ゴルフ関係団体、関係自治体、ゴルフ業界、関係省庁とともに、ゴルフ振興方策を検討する場を設け、方策を検討。

【消費税率改定に伴う見直し】平成元年度に消費税創設（税率3%）に伴い娯楽施設利用税を廃止する一方、課税対象施設をゴルフ場に限定し、「ゴルフ場利用税」を創設したうえで、標準税率を1,100円から800円に引き下げ、併せて市町村への交付金の交付率を1/2から7/10に変更した。その後、消費税は5%、8%に引き上げられたが、その後の見直しは行われておらず、消費税の10%引き上げを契機として見直しが求められる。

【都道府県の役割の変化】ゴルフ場利用税が創設された平成元年度のゴルフ場数は1,722か所であり、平成14年度まで増設が続き、ピーク時で2,460か所にまで増えている（対H元年度738か所、42%増）。その後新設されたゴルフ場はわずか3か所にとどまり、平成29年度には2,257か所にまで減少している（対H14年度▲203か所、▲8.3%）。現在、ゴルフ場の設置認可事務等を行う都道府県行政コストは大幅に減少しており、税収は市町村の貴重な財源になっていることも踏まえると、本要望に併せ、道府県に対する配分を見直す必要がある。

本要望に  
対応する  
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【スポーツ基本法における位置づけ】</p> <p>第2条において「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定されており、世代を問わず親しむことが可能なゴルフの振興はこれに資するものとなる。</p> <p>【スポーツ基本計画における位置づけ】</p> <p>ゴルフの振興は、スポーツ基本計画に規定されているスポーツ実施率の向上にも資するものであり、生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものである。</p> <p>また、平成27年10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としているところである。</p>
	政策の達成目標	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>○成人の週1回以上のスポーツ実施率：55.1%</p> <p>○成人の週3回以上のスポーツ実施率：27.8%</p> <p>○成人で過去1年間にスポーツを行った者の割合80.2%</p> <p>（スポーツ庁 平成30年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用対象：1,992,604人 （総務省 「平成29年度 道府県税の課税状況等に関する調」）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	<p>○平成15年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は約411万人（平成15年度）→約1,678万人（平成29年度）に、総利用者数に占める割合は4.6%（平成15年度）→19.61%（平成29年度）に増加しており、ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充はゴルフ場利用者の増加に効果があり、スポーツ実施率の向上及びゴルフの振興につながると考えられる。特に若年層（18歳未満）については、総人口に占める割合は低下しているのにもかかわらず、11万人（平成15年度）→29万人（平成29年度）と、非課税措置適用者は拡大傾向にあり、今回の要望が実現すれば、成人後の若年層について、一層のプレーヤー数の増加が期待される。</p> <p>○ゴルフ場利用税が廃止された場合、ゴルフのプレー回数増やゴルフ用品の購入など、廃止分をゴルフ関係に活用すると回答したゴルファーは85%であった（ゴルフダイジェスト・オンラインによるアンケート調査（平成28年度実施））。非課税となったプレーヤーの多くは、こうした形で活用することが想定され、非課税措置の拡充により、一層のゴルフ振興が期待される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○文部科学省の実施する政策評価における施策目標（平成30年度文部科学省政策評価実施計画）「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」</p> <p>・平成30年度予算額：1,801,204千円</p> <p>※この他、明確に分けられない経費として、学校施設環境改善交付金の社会体育施設整備費補助（平成30年度予算額：28,797,260千円の内数）も含まれる。</p>

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算措置においては、スポーツ基本計画に重要事項として位置づけられている、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大のための環境整備を促進すると共に、先進事例の開発等を行っている。</p> <p>一方で、本税制改正要望にて、ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充を行うことによって、一部の課税を緩和する。この緩和を通じたゴルフプレー人口の増加により、スポーツ基本計画上も記載されているスポーツ参画人口の拡大に寄与し、究極的な目標としての生涯スポーツ社会の実現をさせるものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>○平成元年4月の消費税創設時に廃止された娯楽施設利用税のうち、スポーツの中でゴルフ場の利用にのみ課税が存続し、消費税との二重課税となっている。</p> <p>○生涯スポーツ人口の増加を政策目標としており、本要望におけるゴルフ場利用税の非課税措置の拡大と相まって、目標を達成しようとするものである。</p>
<p>ページ</p>	<p>3—4</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成29年度 非課税利用人員 16,776 千人 減収額 (※) 10,904 百万円  平成28年度 非課税利用人員 15,681 千人 減収額 (※) 10,271 百万円  平成27年度 非課税利用人員 15,589 千人 減収額 (※) 10,273 百万円  平成26年度 非課税利用人員 14,845 千人 減収額 (※) 9,916 百万円  平成25年度 非課税利用人員 13,857 千人 減収額 (※) 9,381 百万円  (※) 非課税利用人員に利用者1人当たりの利用税額を掛けた値。  (総務省 [道府県税の課税状況等に関する調]、(一社)日本ゴルフ場経営者協会「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等」(平成30年10月))</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成15年度に非課税措置が創設されてから、非課税措置の対象となる利用者は、4.08倍(18歳未満の増加率:2.64倍、70歳以上の増加率:4.29倍)に増加しており、非課税措置は利用者増に寄与する要素であると考えられる。なお、課税利用者は18%の減少という結果が出ている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(1) 平成元年度、消費税創設に伴い娯楽施設利用税が課税対象をゴルフ場に限定され「ゴルフ場利用税」と改称される。  (2) 平成15年度税制改正要望において以下の者について地方税法上非課税措置が規定される。  ① 年齢18歳未満の者  ② 年齢70歳以上の者  ③ 障害者  ④ 国体のゴルフ競技に参加する選手  ⑤ 学生、生徒等やその引率をする教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合  (3) 平成25年度税制改正要望で廃止を要望。  (4) 平成26年度税制改正要望で廃止を要望。  (5) 平成27年度税制改正要望で廃止を要望。  (6) 平成28年度税制改正要望で廃止を要望。  (7) 平成29年度税制改正要望で廃止を要望。平成29年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「15 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。  (8) 平成30年度税制改正要望で廃止を要望。平成30年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「11 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。  (9) 平成31年度税制改正要望で廃止を要望。平成31年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「10 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。</p>
<p>ページ</p>	<p>3—5</p>